

○厚生労働省告示第二百六十六号

確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第七十四条の二の規定に基づき、確定給付企業年金法第百十条の二第六項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第百六十一条第一項の現価相当額の計算方法を次のように定め、平成十七年十月一日から適用する。

平成十七年六月二十九日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

確定給付企業年金法第百十条の二第六項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第百六十一条第一項の現価相当額の計算方法

確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。以下「法」という。）第百十条の二第六項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百六十一条第一項の現価相当額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる額を乗じて得た額を第三号に掲げる額で除して得た額とする。

一 法第百十条の二第三項の規定により同条第一項の権利義務を移転する日（以下「移転日」という。）の属する事業年度の前事業年度の末日（当該移転日がその日の属する事業年度の四月一日から九月三十日までの間にあるときは、前々事業年度の末日。第三号において同じ。）における厚生年金保険法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額

二 移転日における法第百十条の二第六項の規定により解散基金加入員とみなされる者に係る過去期間代行給付現価の額（厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額をいう。次号において同じ。）

三 移転日の属する事業年度の前事業年度の末日における当該厚生年金基金の過去期間代行給付現価の額の総額